

認証事業者 各位

一般社団法人 民間稲作研究所認証センター
事務局

認証廃止の手続きについて

平素よりお世話になっております。

認証の廃止の手続きにあたり、以下の書類の提出をお願いいたします。

提出していただくもの

- ① 「認証生産行程管理者の事業の廃止について」
- ② 「格付実績報告書」
- ③ 認証書 (2年目以降の方は最新の認証継続確認書) の返還

届出は、廃止しようとする日より前に提出して下さい。

格付品の出荷予定を見越してお早めに提出するようお願い致します。

「認証生産行程管理者の事業の廃止について」記入の注意点

- ①用紙の右上は提出する年月日を入れる
- ②本人（代表者）印を押す
- ③廃止の年月日は認証継続確認日から1年以内の任意の日
（例：認証日が平成27年10月1日なら、平成28年9月30日までのいずれかの日にち）
ただし最後に格付を行う日以降にする
（※届け出た廃止の年月日以降は認証事業者の資格が失効され、格付はできません。
廃止の年月日以降に格付・出荷した場合 JAS 法違反で罰則を受ける可能性があります。）
- ④認証番号は認証書に記載されているアルファベットからはじまる 3桁の番号を記入する
（認証講習会の修了書番号ではありません。 例：S-100）

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

〒329-0526 栃木県河内郡上三川町鞆堂 72
一般社団法人 民間稲作研究所認証センター

Tel: 0285-53-1198 / Fax: 0285-53-1512 / Mail: center@inasaku.or.tv

年 月 日

一般社団法人 民間稲作研究所認証センター
代表理事 前田 忠信 宛

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

認証生産行程管理者の事業の廃止について

農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく、有機農産物等の生産行程管理者の認証に係る農林物資の格付の事業を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業を廃止した生産行程管理者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

2 廃止した事業に係る農林物資の種類

有機農産物 有機加工食品 (該当しない方に斜線を引いてください)

3 廃止の年月日

年 月 日

4 事業者の認証番号

S - K S - (該当しない方に斜線を引いてください)

以上

年 月 日

一般社団法人 民間稲作研究所認証センター
代表理事 前田 忠信 宛

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

認証小分け業者の事業の廃止について

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく、有機農産物等の小分け業者の認証に係る農林物資の格付の事業を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業を廃止した小分け業者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

2 廃止した事業に係る農林物資の種類

有機農産物 有機加工食品 (該当しない方に斜線を引いてください)

3 廃止の年月日

年 月 日

4 事業者の認証番号

K-

以上